

水戸市国民保護計画の改定箇所一覧

はじめに

No	章	変更内容	ページ
1	序論	国民保護に関する市の姿勢、考え方等について、最近の国際情勢等を踏まえ、国民保護に関する市の姿勢、考え方等を計画の「はじめに」に序論として明記した。	表紙の裏面

第1編 総論

No	章	変更内容	ページ
1	第1章 国民保護の概要	市国民保護計画において、根拠法令となる事態対処法や国民保護法についての概要、法制度の成り立ち等を、第1章として追加し明記した。	P 1～3
2	第2章 計画の目的、市の責務、構成等	市国民保護計画の構成に資料編を追加した。	P 5
3	第3章 国民保護措置に関する基本方針	住民への情適切な報提供について、流言飛語に留意すること追加した。	P 6
4	第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等	武力攻撃事態等であることが明らかでない場合であっても、住民の生命、身体及び財産の保護のため、市として即応体制を構築することを追加した。	P 8
5	第5章 市の地理的、社会的特徴	「令和4年版 水戸市の概要」等により、内容を変更した。	P 12～16
6	第5章 市の地理的、社会的特徴	原子力事業所等一覧の事業所等の名称等について、市地域防災計画（原子力災害対策編）及び県国民保護計画に合わせ変更した。 E P Zについては廃止されたことから、「災害に備える必要がある区域」に変更し、U P Zの説明を加えた。	P 17, 18

第2編 平素からの備え

No	章	変更内容	ページ
1	第1章 組織・体制の整備等	職員等への連絡手段の確保に、市で導入したMCA無線機を追加した。	P 24
2	第1章 組織・体制の整備等	市対策本部員等の参集が困難な場合の対応について、代替職員を指定しておくなど、事態の状況に応じた対応を図ることを追加した。	P 24
3	第1章 組織・体制の整備等	参集職員の所掌事務を追加した。	P 24
4	第1章 組織・体制の整備等	警報の伝達手段に、あらゆる媒体を活用すること、Jアラート連携設備の適切な維持管理を行うことを追加した。	P 30
5	第1章 組織・体制の整備等	安否情報の収集・報告に、国が整備した安否情報システムを用いるよう変更した。	P 31
6	第1章 組織・体制の整備等	市が行う訓練において、様々な想定で行い、実際の資機材等を用いた実践的なものにするを追加した。	P 34
7	第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	災害対策基本法の改正に伴い、「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」と変更し、あわせて、避難行動要支援者名簿についての説明を追加した。	P 36, 37
8	第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	避難施設の確保に当たって留意すべき事項を追加した。 避難施設の住民への周知に当たっては、緊急時には避難施設にとらわれず、近くの建物等への退避による身を守る行動について啓発することを追加した。	P 39

No	章	変更内容	ページ
9	第3章 物資及び資材の備蓄、整備	備蓄対策の強化について、高齢者、障害者、乳幼児など多様な市民ニーズに配慮すること、搬送体制を強化することを明記した。 また、住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材の例を追加した。	P41

第3編 武力攻撃事態等への対処

No	章	変更内容	ページ
1	第2章 市対策本部の設置	市対策本部における広報等の広報手段に、ホームページ、メール、SNSを追加した。	P49
2	第3章 関係機関相互の連携	国の現地対策本部長が開催する武力攻撃事態等合同対策協議会に参加することを追加した。	P53
3	第4章 警報及び避難の指示等	国が発信する警報について、国の指針で示された住民に伝えるべき事項を次のとおり追加した。 ・武力攻撃事態等の現状及び予測 ・武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 ・その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項	P57
4	第4章 警報及び避難の指示等	警報内容が、Em-net及びJアラートにより通知されることを追加した。 警報内容の伝達方法に、Jアラートと連携している手段とその他の手段に分け記載するよう変更した。 情報伝達手段については、市で活用している全ての媒体を記載した。	P58
5	第4章 警報及び避難の指示等	災害対策基本法の改正に伴い、「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」、「避難支援プラン」を「避難行動要支援者名簿」に変更した。	P59
6	第4章 警報及び避難の指示等	緊急通報は、国の警報に加えて、県知事が必要と認めるときに発信する情報であり県の計画を反映し、緊急通報の説明と通報の例文を追加した。	P59
7	第4章 警報及び避難の指示等	災害対策基本法の改正に伴い、「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」、「避難支援プラン」を「避難行動要支援者名簿」に変更した。	P61 P66, 67
8	第4章 警報及び避難の指示等	大規模集客施設等における避難について、施設管理者と連携し、国民保護措置が円滑に実施できるよう対策を講じることを追加した。	P68
9	第4章 警報及び避難の指示等	弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、Jアラートによる情報伝達、弾道ミサイル落下時の行動について平素からの周知に努めることを追加した。	P70
10	第5章 救援	救援の内容に、応急仮設住宅入居者の募集・決定に関し、市が県に協力することを追加した。	P73
11	第6章 安否情報の収集・提供	安否情報の報告については、原則として安否情報システムを使用するよう変更した。	P77
12	第7章 武力攻撃災害への対処	退避の指示の通知の手段として、緊急速報メール、SNSを追加した。	P81
13	第7章 武力攻撃災害への対処	放射性物質の放出等に関する通知において、通知元を「指定行政機関の長」から「内閣総理大臣及び原子力規制委員会」に変更した。	P88
14	第7章 武力攻撃災害への対処	市が、放射性物質の放出等について、原子力事業者等よりも先に把握した場合、原子力事業者に内容を確認し、内閣総理大臣等に通報することを追加した。	P88
15	第7章 武力攻撃災害への対処	緊急時モニタリングの実施について、市地域防災計画（原子力災害対策計画編）等に定められた措置に準じて対応することを追加した。	P88

No	章	変更内容	ページ
16	第7章 武力攻撃災害への 対処	武力攻撃原子力災害への対処において、安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査及び簡易除染の実施、飲食物の摂取制限等の対策を追加し、市地域防災計画（原子力災害対策計画編）等に定められた措置に準じた対応するよう変更した。	P 89
17	第8章 被災情報の収集及 び報告	被災情報の収集の手段に、市で導入したMCA無線機を追加した。	P 93
18	第9章 保健衛生の確保そ の他の措置	保健衛生の確保について、関係機関と連携して実施することを追加した。	P 94
19	第9章 保健衛生の確保そ の他の措置	栄養指導対策を県と連携し実施することを追加した。	P 94

※新たに資料編を作成し、資料1～10を添付した。